

扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議の開催について

〔 令和 6 年 2 月 19 日
関係府省申合せ
令和 6 年 11 月 22 日
一 部 改 正 〕

- 1 「令和 6 年度税制改正の大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、扶養控除の見直しについて令和 7 年度税制改正において結論を得る前提として、扶養控除の見直しにより各府省の所管制度等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように、各府省庁において影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、適切な対応を行う等の必要があり、それらの状況等を確認することとされたことから、扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副 議 長	総務省自治税務局長 財務省主税局長
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） こども家庭庁長官官房長 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省政策統括官
- 3 会議の下に、扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、総務省、財務省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。